

令和7年度 第1回北九州市食品衛生懇話会 議事録概要

- 1 開催日時：令和7年8月6日（水）13：30～15：30
- 2 開催場所：北九州市総合保健福祉センター（アシスト21） 6階 61会議室
- 3 出席者：
 - （1）学識経験者：高崎会員、大村会員
 - （2）消費者：山下会員、小畑会員
 - （3）食品事業者：小長光会員、矢上会員、田中会員
 - （4）生産者：石田会員
 - （5）行政：[事務局]
保健福祉局保健衛生課
[オブザーバー]
保健所東部生活衛生課・西部生活衛生課
保健福祉局食肉センター・保健環境研究所
産業経済局農林課・水産課・総合農事センター
- 4 議題
 - （1）令和6年度北九州市食品衛生監視指導計画の実施結果について
 - （2）食品衛生に関する話題
- 5 議事（概要）
 - （1）開会
 - （2）出席者紹介
 - （3）会員による意見交換等
 - （4）閉会

座長挨拶

座長（高崎）

昨年に続き、座長を務めさせていただく。本日の議題は、令和6年度北九州市食品衛生監視指導計画の実施結果と、食品衛生に関する話題の2点である。では初めに、令和6年度北九州市食品衛生監視指導計画の実施結果について、事務局から報告をお願いする。

(1) 令和6年度北九州市食品衛生監視指導計画の実施結果について

事務局 <資料を用いて説明>

座 長（高崎）

事務局から昨年度の実施結果の報告があった。会員の皆様より率直なご意見を願いたい。

～食品表示に関する啓発指導事業について～

学識経験者（大村）

食品表示違反として、「消費期限・賞味期限の誤表示」とあるが、どのような内容か。

事務局

例えば、本来製造日からプラス3日の消費期限を貼るべきところを、誤ってプラス1週間として貼ってしまった、というような、期限表示のミスが度々起きている。

学識経験者（大村）

それは、消費者が発見して報告があるのか。

保健所

消費者から営業者に連絡があり、発覚したという場合もあれば、営業者が誤りに気づいて申告がある場合もある。誤った期限表示を添付した場合には、自主回収を実施し、厚生労働省の食品衛生等申請システムにて登録する必要がある。

消費者（山下）

消費者が買い物する際には、まず期限表示を確認することが多いと思う。それが誤表示されているとなると、信じている人にとっては裏切られることとなる。

期限の誤表示について、消費者が気づいて営業者に連絡をして発覚することがあるとのことだったが、どのような場合があるのか疑問に思う。消費者が普段よく購入している商品の期限が、異常であることに気づき伝えてくるのか。また、消費者が期限の誤表示に気づいた場合はどこに相談すれば良いのか。

保健所

どこに相談すれば良いかということだが、基本的には保健所に相談いただきたい。ただ、消費者は保健所に馴染みがないと思うので、店舗に直接伝えていただいてもよい。

期限表示の誤表示について、消費者が気づいて営業者に連絡をして発覚する場合については、普段買っている商品が通常時より長い時間違和感がある場合等に、誤表示の可能性に気づくことがあるかと思う。

営業者が誤表示に気づく場合としては、入力ミス等に店員が気づくことが多いかと思う。

～アレルギー物質混入防止対策事業について～

学識経験者（大村）

アレルギー物質混入防止対策事業の検査にて、卵成分が検出されたということだが、これはどのようにして判明したのか。

事務局

検査のために収去した食品について、アレルギー検査を行い判明したものである。

消費者（山下）

アレルギーに関しては命に関わることなので、忘れていたでは済まされないと思う。

保健所

食品表示へのアレルゲンの欠落については、単なる記載漏れや貼り間違いの他に、意図しないコンタミネーションがあったり、製品の製造に直接使用していなくても、原材料に含まれるアレルゲンが入っていたりすることがある。アレルギーは生命に関わるため、保健所としても引き続き厳しく指導をしていく。

座 長（高崎）

アレルギー検査は、どのように検査の対象を選んでいるのか。

事務局

監視指導計画にて収去検査の計画を策定しており、計画に沿って収去を実施している。

座 長（高崎）

食品表示は消費者が購入する商品を選択する際に、重要な情報だと思う。貼り間違い等が起きているということで、製造者には間違えないようにしてもらいたいが、間違いが起ころうともあると意識しておく必要があると感じた。

～苦情・違反食品関連調査について～

食品事業者（田中）

苦情件数については、こういった内容のものがあるのか。消費者から食中毒になったという申し出があったものの件数なのか。他の異物混入なども含む件数なのか。

事務局

苦情件数の内訳としては、有症苦情が一番多い。これは、体調不良となった原因が食品を食べたことによるものなのではないか、として保健所に届けられるものである。有症苦情を受け付けたら、保健所が調査を行い、食中毒として施設や原因物質が断定できたものが、令和6年度は、14件だったということである。有症苦情以外の苦情としては、異物混入や施設の衛生等がある。

学識経験者（大村）

飲食をして体調不良となった電話が保健所に入った場合、複数人の患者がいたら食中毒

を疑って調査をすると思うが、患者が 1 人だけであるが電話をかけてきた場合、保健所としてはどのような対応をとるのか。

保健所

そういった電話があった場合には、直前に食べたものから少し前に食べたものまで遡ってお聞きする。そこで、原因施設と疑われる施設については、他に健康被害の情報の有無、衛生状態の確認等を行う。最初に電話をしてきた患者のグループでは、1 人しか症状がなかったとしても、お店側に別の患者の情報が入っている場合があるので、情報を集めて患者が複数人いたら食中毒調査として動く可能性がある。1 件 1 件の情報提供を大切に扱うようにしている。

～異物の混入について～

消費者（小畑）

製造した食品に金属片等の異物混入があった場合には、保健所に届け出た方が良いのか。

事務局

そういった事例があれば、ぜひ保健所にお届けいただきたい。原因究明や再発防止が必要なので、お願いしたい。

（２）食品衛生に関する話題について

事務局

<資料を用いて説明>

座 長（高崎）

事務局から説明があったが、この内容についてご意見やご質問はないか。

～水質検査について～

学識経験者（大村）

水質検査について、昔は保健所で井戸水の検査を実施していたと思うが、現在はしていないのか。

事務局

昔は保健所で実施していた。現在は保健所ではやっていないが、市内でもいくつか民間の検査機関があるので、検査を希望される場合はそちらにお問い合わせいただきたい。

～食中毒の件数について～

消費者（山下）

食中毒件数について、「令和 6 年度分」と「令和 6 年分」で区切りが異なっているのか。

事務局

全国の食中毒統計では年ベースで報告しており、令和 6 年統計として「令和 6 年の 1 月から 12 月」で区切ったものを載せている。また、監視指導計画は、年度ベースで報告して

おり、「令和 6 年の 4 月から令和 7 年の 3 月」で区切ったものとなっている。

～自然毒食中毒について～

生産者（石田）

令和 6 年の全国の食中毒死亡事例では、2 例とも自然毒が原因で亡くなっており、非常に怖さを感じる。また、亡くなるほどではなかったが、少しばかり症状が出た方もいるのではないかと思う。そういった自然毒に対して、市として啓発はどのくらい実施しているのか。

事務局

保健所が実施する、市民に対する衛生講習会で啓発を行っている。植物性自然毒の他にも、フグや貝等の動物性自然毒について、注意喚起をしている。

ただ全国的には、庭でとれた植物や人からもらった食べ物に、自然毒が含まれており、気づかずに食べて食中毒を起こしてしまうという事例が発生している。食中毒となる前に情報提供をする必要があるが、なかなか機会が捉えられず、ご指摘のとおり課題と感じている。

～HACCP の導入について～

食品事業者（小長光）

北九州市食品衛生協会にて、HACCP の導入を積極的に取り組んでいるところだが、記録の用紙が無くなった場合には、事前にコピーをしておく等して継続的に取り組んでもらっている。

保健所

HACCP が義務化されて数年が経っているので、保健所としても普及率を上げようと積極的に取り組んでいるところである。その 1 つに、食品衛生責任者実務講習会がある。来年度から実務講習会の動画をオンラインで公開し、より集中的に学習できるようにする。また、今年度の新しい取り組みとして、そうざい製造業を対象とした、ワークショップを開催予定。こちらは、HACCP の衛生管理計画を作成する等、より実践的な講習会となっている。また、東部、西部の生活衛生課食品衛生係にて、HACCP の相談会を実施と予定している。

HACCP はほぼ全ての業種が対象となっており、また食品の業種は幅が広いため、すべての業種にお声かけをするよりは、ある程度対象業種を絞って講習会を開催する方が、効果的であると考えている。保健所としても試行錯誤しながら実施している状況である。

また、衛生管理計画や記録の様式について、他自治体の事例を参考に、手引書を基にした記入しやすい様式の作成を予定しており、HACCP の導入率を向上させられるように、取り組んでいるところである。

～水の安全性について～

消費者（山下）

今消費者の間で不安に思っているのが、最近話題となっている PFAS についてである。目に見えない化学物質が浸透した井戸水を使用することで、何らかの症状を引き起こすのではないかという不安がある。北九州市では、PFAS に関して、勉強会をする等何らかの動き

はあるのか。

保健所

環境省が水道法上の「水質基準」を見直す省令を交付し、令和 8 年 4 月から、水道事業者等に対して、PFOS 及び PFOA に関する水質検査の実施及び基準を遵守する義務が新たに課される。保健所では新たな内容の周知等を実施しているところである。

事務局

先日から PFAS の関係で、市議会でも質問が出ており、環境局及び上下水道局、保健福祉局で協議が行われたところである。本市としては、定点での検査を環境局で実施しているので、注視している状況であるが、健康被害の探究について、自治体独自で実施するのは難しいので、国の方でこういった研究がされているか、注意しているところである。

保健環境研究所

保健環境研究所では、以前から環境局から依頼を受けて、地下水や川の水等について PFAS の検査を行っている。また「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」については、今年の 6 月 30 日に規格基準が一部改正され、成分規格に PFOS 及び PFOA が含まれることとなり、来年の 4 月 1 日までの経過期間が設けられたところである。まだ検討段階ではあるが、保健環境研究所としては、ミネラルウォーターについても検査体制を整えようとしているところであり、厚労省の開催する説明会に積極的に参加する等、勉強をしているところである。

事務局

今お伝えしたように、環境局で定点による井戸水のモニタリング検査を実施しており、もし検出されたら、周辺で井戸水を使っている方がおられたら情報提供を行うこととしている。また、本市の水道については、水道局が日々検査をしているので、安全に水道水をご利用いただければと思う。

食品事業者（矢上）

ミネラルウォーターは、安心安全が売りだと思うが、そういった商品で過去に問題があった事例というのはあるのか。

事務局

全国の自治体でも本市と同様に、清涼飲料水の収去検査を実施している。具体的にミネラルウォーターに問題があった事例は持ち合わせていないが、当然リスクはあると思っている。我々はそういったことが起きないように、清涼飲料水を扱っている工場に立ち入りしたり、収去検査をしたりと機会を捉えて、引き続き監視していきたいと思っている。

座 長（高崎）

私にとっては、水道水が一番安全だと思っているが、今の若い世代はペットボトルのミネラルウォーターしか買わないという方が増えてきていると思う。ミネラルウォーターや湧水が体に良くて、水道水は良くない、というイメージが浸透している印象である。改めて水道水は安全であるということがもっと広まってほしいと思ったところである。

～生や加熱不十分な鶏肉の提供について～

座 長（高崎）

生や加熱不十分な鶏肉の提供については、法律では規制がかかっていないのか。法律は簡単には変えられないのか。

保健所

今のところ、法律での規制はない。生食や加熱不十分な鶏肉を食べて起こる食中毒が減らない現状に対して、国への要望として、法律改正が例年上がってはいるが、なかなか実現されてはいない。

飲食店への周知を積極的に行っているが、法律で規制されていないというところで、啓発の難しさがある。

消費者の求めがなければ取り扱う事業者も減っていくのではないかと、という期待があるので、消費者への啓発を継続して行っている。少しずつでも食中毒の件数を減らしていけるよう、努力していきたい。

～外国の方向けの啓発について～

食品事業者（矢上）

最近外国の方が増えてきており、北九州市でお店を開いている方もいらっしゃる。そういった外国の方向けの講習や啓発等は実施しているのか。

事務局

市内に外国の方が経営する飲食店も増えてきており、食品衛生責任者講習会を受講いただいている状況である。また、厚生労働省等が作成している、外国の方向けの食品衛生のチラシもあるので、そういったものも活用しながら啓発にあたっている。

～閉会～

座 長（高崎）

本日は、活発に議論いただき、また様々なお意見をいただき、感謝申し上げます。
会員の皆様には、今後とも引き続きご協力の程お願い申し上げます。

事務局

長時間にわたる意見交換、誠に感謝する。意見は持ち帰らせて頂き、今後の事業に反映させていきたいと考えている。議事録については、参加された会員の皆様に確認いただいたうえで、後日北九州市のホームページで公表させていただくので、ご了承いただきたい。

次回の懇話会については、本年度の取り組み状況の中間報告を行う。今年の11月から12月頃の開催を予定している。

以上で、令和7年度第1回北九州市食品衛生懇話会を終了する。